

国指定鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る 中央環境審議会諮問案件

令和 5 年 10 月 31 日をもって指定期間が満了する以下の国指定鳥獣保護区特別保護地区 5 件について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に引き続き指定したいので諮問します。

1. セツ島鳥獣保護区セツ島特別保護地区（再指定）[24ha]

指定区分	集団繁殖地の保護区
位 置	石川県輪島市
存続期間	令和 5 年 11 月 1 日から令和 25 年 10 月 31 日まで（20 年間）
指定理由	当該区域は、石川県輪島市の北約 24 km の日本海に位置し、複数の無人島及び岩礁からなり、セツ島鳥獣保護区に指定されている。このため、当該鳥獣保護区は、人間活動による鳥類への影響が少なく、約 6 万羽のオオミズナギドリ及び約 1 万 2 千羽のウミネコの集団繁殖地となっており、アマツバメや環境省レッドリストに記載されたカンムリウミスズメ、ハヤブサ等の希少鳥類等多様な鳥類の繁殖及び生息も確認されている。 以上のとおり、当該区域は、その全域が特に海鳥類の繁殖の場又は生息の場として重要であることから、その全域を特別保護地区に引き続き指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

2. 片野鴨池鳥獣保護区片野鴨池特別保護地区（再指定）[10ha]

指定区分	集団渡来地の保護区
位 置	石川県加賀市
存続期間	令和 5 年 11 月 1 日から令和 25 年 10 月 31 日まで（20 年間）
指定理由	当該区域は、石川県加賀市北西部に位置する片野鴨池及び周辺の水田を中心とし、秋から冬にかけて、かつてマガン、ヒシクイ、マガモ、コガモ及びトモエガモ等の 5 千羽を超える渡り鳥が飛来し、国際的に重要な渡来地として国指定片野鴨池鳥獣保護区に指定されている。また、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（ラムサール条約）に登録されており、希少な鳥類を始め 174 種もの鳥類の生息が確認されるなど、鳥類の良好な生息環境が維持されている。

以上のとおり、片野鴨池鳥獣保護区の中でも渡り鳥の中継地又は越冬地として特に重要な区域について、特別保護地区に引き続き指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

3. 沖ノ島鳥獣保護区沖ノ島特別保護地区（再指定）[93ha]

指定区分	集団繁殖地の保護区
位 置	福岡県宗像市
存続期間	令和5年11月1日から令和25年10月31日まで（20年間）
指定理由	当該区域は、福岡市の北北西約80km沖合の玄界灘に位置し、沖ノ島本島とその属島である小屋島及び御門柱と天狗岩の岩礁からなる。

当該区域において常住人口はなく、人間活動による鳥類への影響が少なく、ヒメクロウミツバメ、カンムリウミスズメ及びオオミズナギドリなどの海鳥類の重要な集団繁殖地となっている。また、猛きん類のハヤブサやウミネコ、アマツバメなどの多様な鳥類の生息が確認されている。

このように、当該区域は特にオオミズナギドリやハヤブサなど海鳥類の生息・繁殖にとって重要な場所であることから、特別保護地区に引き続き指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

4. 草垣島鳥獣保護区草垣島特別保護地区（再指定）[18ha]

指定区分	集団繁殖地の保護区
位 置	鹿児島県南さつま市
存続期間	令和5年11月1日から令和25年10月31日まで（20年間）
指定理由	当該区域は、鹿児島県枕崎の西約90kmの海上に位置する草垣群島の一つの上ノ島本島に位置する。上ノ島は、草垣群島の北端に位置する無人島で、人間活動による鳥類への影響が少なく、オオミズナギドリ及びカツオドリの重要な集団繁殖地となっている。また、ハヤブサ、アカモズなどの希少鳥類の生息も確認されている。

このように、当該区域は、島全域が海鳥類の生息・繁殖にとって重要な場所であることから、特別保護地区に引き続き指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

5. 名蔵アンパル鳥獣保護区名蔵アンパル特別保護地区（再指定）[154ha]

指定区分	希少鳥獣生息地の保護区
位 置	沖縄県石垣市
存続期間	令和5年11月1日から令和25年10月31日まで（20年間）
指定理由	当該区域は、水鳥類の東アジア・オーストラリア周辺地域渡り経路上に位置するとともに、亜熱帯地域における典型的な湿地であるマングローブ林、干潟、海浜、海面、原野、海岸林等の多様な自然環境がまとまって存在している。

このため、当該区域は、シギ・チドリ類、カモ類等の水鳥類の中継地又は越冬地となるとともに、八重山諸島特有の猛きん類、森林性鳥類等多様な鳥類の生息の場となっており、水鳥類ではクロツラヘラサギ、セイタカシギ及びアカアシシギ等、猛きん類ではカンムリワシ、チュウヒ及びツミ（亜種リュウキュウツミ）等、森林性鳥類ではキンバト、オオクイナ等の環境省レッドリスト2020に掲載された希少鳥類の生息が確認されている。

特に、当該区域の中でも、干潟及びマングローブ林を中心とする区域は、底生生物、稚魚等が豊富であり、静ひつで安全な環境であることから、水鳥類の採餌の場又は休息の場として利用されている。また、原野を中心とする区域はカンムリワシの採餌の場等として利用されている。

以上のとおり、名蔵アンパル鳥獣保護区の中でも希少鳥類の生息地として特に重要な区域である当該区域を特別保護地区に引き続き指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。